

平成28年度 あいち農業農村多面的機能等委員会  
(あいち農業農村多面的機能委員会) 議事録メモ

開催日：平成28年8月3日(火)

場 所：愛知県三の丸庁舎B203会議室

1 開会

あいさつ(略)

2 議事

- (1) 平成27年度の実績報告について
- (2) 平成28年度の実施状況について
- (3) 多面的機能支払交付金 愛知県 中間評価報告書(案)について
- (4) 優良活動表彰について
  - ・つどい開催について

【平成27年度実績報告について】(資料1-1、1-2)

(岡島委員)

農業農村多面的機能支払事業の農振農用地に対する農地維持支払のカバー率の愛知県図(資料1-1P11)において、未実施及び10%未満の市町村が見受けられるが、具体的に市の負担や作業がネックになっているのか。何がネックになって未実施となっているか教えてください。

(事務局)

市町村の担当から対象となる活動団体へ説明をしてもらい、新規活動組織の立ち上げをしているが、活動がされていない地域については、本交付金の魅力を感じてもらえない状況だと思います。

(森田委員)

水質保全活動の内訳(資料1-1P17)で非かんがい期における通水とあるが、生物多様性においてはきわめて有効な施策であるが、水利権の問題や冬場のポンプ運転における電気代の問題が支障となった事例があったが、そのような問題はありませんでしたか。

(事務局)

把握している中ではそのような問題はありません。

(森田委員)

川からの直接の取水ですか。水利権が及ばないような小規模のものですか。

(事務局)

件数の把握はしているが、個々の内容について確認ができていないため、再度、

内容を確認し報告させていただきます。

(森田委員)

地域にとってきわめて有効な施策であるため、実現させるためのネックがあれば解決していくことが大事である。

(岡島委員)

環境保全型農業直接支払交付金の実施状況(資料1-2P11)において、平成26年から平成27年で実施市町村数の減は2であるが、実施件数の減が75件と4割くらい減少しているが、どのように分析されているか教えてください。

(事務局)

平成26年から平成27年で制度が若干変わっており、これまで農業者個人が対象であったのが、農業者団体が対象となった。組織化できなかった方々が継続できなかったと考えている。

(岡島委員)

その場合は、説明会等で組織作りのサポートは市町村単位で対応しているのか。

(事務局)

組織化への推進も進めながら、これまで個人でやってきた方が、平成27年度から団体として活動できるようになった場合もあるが、有機農業では色々な考えをお持ちの方がおり、調整が整わず継続できなかったところもあります。

(西村委員長)

有機農業は基本的に減農薬、減化学肥料ではなくゼロ農薬、ゼロ化学肥料の考え方である。有機農業が5割削減の減農薬、減化学肥料と混在して説明されているため、しっかり仕分けをし、有機農業とは減農薬、減化学肥料とは違い、独立した有機農法として整理していくべきである。

(事務局)

貴重なご意見ありがとうございます。有機農業が5割減を併せて行う内容の説明となっているが、有機農業は5割減を条件としない活動であるため、今後は区別した説明をしていきます。

(西村委員長)

今後、まとめられる時にしっかりと仕分けをして下さい。

(鈴木委員)

消費者にそのよう情報は一切届いていないです。この委員会でも混乱するくらいですから、消費者が買って食べるのに、なんら明確に伝わっていない。そのことを担当者の方に知って頂きたいし、消費者に伝わらなければ何にもならない。消費者が目を開いてお米を買わなければいけない時代がきて、その流れで今がきている。有機農法、減農薬減化学肥料法、色々な県の認定、様々なものがあるが、まぎらわしい限りである。それを勉強して説明するのは大変である。こちらが説明して分か

ったと言って素直に買っていく人はいいが、追求する人もいる。食べるものが原因で病気になったり、健康を損なうことが脳裏を離れないという、子どもを持つ家庭で大変な思いをしている方もいる。明確にならないで、専門家でも迷うような内容が非常に多い。個人的に説明書きを付けて販売しているが、それもととも不自然である。納得するものもあれば、大変なものもあって、私自身は土作りから指導をさせてもらい、農産物を個人的に頑張っている人を支援し、JAからも中央市場からも産直をさせて頂いて、とても苦勞しながら自分の安心・安全のプライドを守りながら販売するという一生懸命やっている。もっともっと明確に消費者に分かりやすくできたらいい。作る人の努力も消費者に分かるような工夫が必要である。日夜苦勞しているため、早急に取り組んで頂きたい。

あと、岡島委員が質問された、日進市とか豊根村とか実施してない地域に対して理解してもらえないだけではなく、これから参加してもらうための何らかの努力やアプローチをどのようにしていくか、前進的な意見を聞きたい。

#### (事務局)

県も市町村を通じて、地元の農業団体や活動組織が立ち上がるよう推進を図っていくつもりである。

補足しますと、市町村によって状況の違いがあります。北名古屋市や豊山町は農振農用地がないためそもそも実施ができません。みよし市は1期対策を実施していたが、2期対策への移行時に後継者がいないとか、みよし市は企業が多く裕福なため地元がこの交付金はいらないと判断したとか、それぞれ地域毎に理由は千差万別です。県も市も全く何もしていないのではなく、地域に赴いて制度の良さ知ってもらうために説明会を何度も開催して、出来るだけカバー率を高めるような活動は今後とも続けていきます。

#### (鈴木委員)

環境保全型農業直接支払交付金の実施状況(資料1-2P10)において、旧対策との比較で、27年度以降は農業者の組織する団体しか認定されないため、相当の数が減ったと思うが、一人で頑張っているのはダメなのですね。グループを作らないとね。

#### (事務局)

補足しますと、面積が減ったからと言って、生産者が活動を止めたとかではなく、法制度が変わりその方の活動が残念ながら事業としては認定要件にならなくなった。エコファーマーとか有機農業の取組が非常に後退したことはないことを理解してもらいたい。個別の方の頑張りが認められないのは残念である。

#### (西村委員長)

エコファーマーの認定自体には影響を受けていないのか。

#### (事務局)

これとは関連していません。個人のエコファーマーは継続しています。

(鈴木委員)

エコファーマーを認定されながら一人で頑張っている方ともお付き合いしているため今後ともご協力をお願いする。

【平成28年度実施状況について】(資料2-1、2-2)

(岡島委員)

環境保全型農業直接支払交付金について、IPMを実践することとなった場合、認定もしくは判定は誰が認めたもので取り上げられるのか。

(事務局)

IPMの実践についてですが、県でIPMの実践のチェックシートを項目毎に作っており、その中で水稲もチェックシートを作っています。いくつかの項目の中で必須項目として挙がっているものが行われることが要件となってきますが、それについては最終的にこの取組が行われたかどうかは、市町村による実施状況確認や要請により農業改良普及課等が抽出により行うこととなります。

(岡島委員)

第三者による確認がされるのですね。

最後の地球温暖化及び生物多様性の効果策定に関して、1点目として交付金にどのように位置付けされているのか。位置付けの説明がなかったため聞いていて違和感があった。2点目として主体はどこが実施するのか。

(事務局)

こちらの効果測定については、事業として効果があるかを評価していく課程で、一つの資料として作成していくこととなります。交付金自体がもらえる、もらえないことには関係がありません。この制度の効果が出ているかを確認する手法の一つとしてまとめていくこととなります。

(岡島委員)

それは最終的にどこが実施することを想定されていますか。

(事務局)

実施については現在、県で行っているが、他県では専門家でなくてもできるような方法となっており、各農業者団体をお願いしている事例もあります。県として実施方法について検討中であります。

(森田委員)

炭素を土の中に固定できることはよく分かったが、窒素、リン酸、カリウムでもない炭素を何トンも土の中に入れ込むことは大丈夫なのか。将来的にも安定して固定できるのですか。

(事務局)

例えば炭とかであれば永久的に残っていくものとなります。制度における炭素は、腐植であり供給を止めれば、長い時間を掛けて分解が進んでいくことになります。供給をやめれば減っていくような状況になります。これが土壌に対して良いか悪いかについては、炭素が生物の骨格であったり、住処になったりするものであるため、それほど生物への影響はなく、土が肥沃になると表現されることが多いため、問題がないと考えている。

**(西村委員長)**

土壌が専門であるため、土に有機物を投入することに際しては、量だけでなく質が重要である。特にC/N比と言われている、十分に腐熟した有機物を入れていくことが基本ですので、未熟なものを入れていけば、生物多様性が増えたかもしれないが、実は害虫が一杯出てしまったということがありえますので、量だけでなく質にも着目しながら併せて調整されるとよい。国の方でマニュアルが決まっているにしても、付随的な項目を入れるとよい。

**(岡島委員)**

農業農村多面的機能支払事業の平成28年度の変更点で、広域化を推進することであるが、取組面積が200ha以上のため中山間地域はかなり厳しいような印象を受けるが、中山間には中山間地域等直接支払があるからいいという話ではなく、何かサポートはあるのか。

**(事務局)**

愛知県では東三河地域に中山間地域が多いので、広域化は難しいとの声は聞いている。広域化もですが、今回の変更点に関しては、直営施工に取り組む組織も満額単価となり、直営施工には工事前の準備作業も含められるとのことであるため、個別の対応にはなりますが、新しく取り組む組織に対して妨げとならないよう、相談に乗っていききたい。

**(岡島委員)**

直営施工に取り組めば満額単価となるなら、集落で頑張ってもらいたい。

**(西村委員長)**

広域化のメリットが取り上げられているが、逆に広域化することによって細かい目配りができなくなるようなデメリットがもしあれば教えて下さい。また、活動評価の導入がありますが、現場の事務量が増えてくるということで、現場では嫌がられることを危惧していますがその点何かありますか。

**(事務局)**

広域化を進めたいと相談を受けている中の問題点として、事務局をどこにおくべきかがある。土地改良区やサポートできるような組織が構成員の中にあればよいのだが、そのような団体を見つけるのが広域化をしていくポイントとなっている。

活動評価ですが、やはり事務量は増えますが、国が作成した簡易的な内容となっ

ており、事務量を限りなく減らす様式となっていると理解しております。

(山本委員)

この活動評価については、結果をフィードバックするとか、次につなげるように使われるものなのか、市町村が実施するため、評価基準があって同じように評価していくのか、各地域で何かを重点的に掘り下げていくのか、どのような目的が強いのでしょうか。

(事務局)

平成28年度の評価につきましては、法制化されて、地域資源の適切な保全管理のための推進活動と多面的機能の増進を図る活動に対し、活動組織が自己評価を行うことになりました。また、市町村は組織の取組内容について評価し、県へ報告してもらい、県は集計したものを国へ報告することになります。今年から毎年行うことになっております。

(山本委員)

評価するだけで終わってしまうのか。

(事務局)

活動組織が自己評価をすることにより、悪い所があれば次に見直していくことになる。悪い所を洗い出して、次の活動計画にフィードバックしていくことを国が目指しており、県も同様な指導をすると共に、優良事例については他の組織へ紹介していきたいと考えています。

### 【多面的機能支払交付金 愛知県 中間評価報告書(案)について】(資料3)

(岡島委員)

グラフの見方ですが、全体と言っているのに分母がバラバラなのはどうか。

(事務局)

組織からのアンケート調査の結果をそのまま活用しており、組織によっては設問に回答がない場合もあり、分母にバラツキがあります。

(岡島委員)

鳥獣被害(資料3 P3-8)のところは、設立時から1.5倍にも増加したのに、全体を391で割ったら27%でC評価はかなりマイナスで見込んでもったいない。この回答に対してその評価でいいのかというのがいくつかあります。農業用施設の機能維持(資料3 P3-9)の「農業者による農業用施設の保全管理作業に係る負担が軽減」に対して、「管理の粗放化や施設機能の低下は、営農活動へ影響を及ぼしていたと思いますか。」という回答の事例を持ってきているのはどうかという所もあります。もう一度精査をして下さい。

(事務局)

もう一度精査して、どのように変えたかの結果を後日報告させていただきます。

(森田委員)

資源向上支払（長寿命化）に関する事項(資料3 P3-6)に管種等の変更を伴う水路の更新などの取組に対しての活動を追加すると書いてあるが、管種を変更するような工事を対象にするのは極めて技術的に大変なことだと思うが、どの程度の内容を考えられた表現なのでしょうか。

(事務局)

老朽化が進む管水路において、想定以上の外力が管水路に加わったことなどにより、管水路の一部区間、若しくは、通水機能に支障が生じている場合に、現場状況に応じた工法による管種等の変更の対策を行うこととしております。

外力が加わって壊れている場合に、管種を強くする変更を行います。

(森田委員)

極めて部分的な意味でないと、色々なことができるような書き方であったため、どの程度のことを想定して書かれているのか。

(事務局)

長大なものではなく、今まで車が通らなかった所が通るようになった箇所の管種変更など、部分的なものです。

(森田委員)

部分的であると思うが、この辺の表現が分かりにくい。

取組の推進に関する課題や今後の取組方向等(資料3 P3-15)で、43万人と数字が突然でできているが、説明で全組織のすべての人数が43万人とのことであったため、カッコして43万人と記入して、全組織の全ての方が参加することを目標とするとした方が一般的には分かりやすいのではないかと感じます。

(山本委員)

C評価が出ている所がやっぱり気になります。後継者の方々の育成のところですが、一つびっくりしたのが、農村環境の保全・向上(資料3 P3-11)の「伝統的な農業技術や農業に由来する行事、伝統文化の継承・復活」について今までこのような言い方で表現されてきたのか。初めて聞いたし、唐突な文章が出てきたと感じる。アンケートの中で探すと、問52にもしこの交付金がなかったらどのような問題が発生すると思いますかの9番に伝統文化が継承されにくくなると一文で表現されている。総括にそこを引用して、現代農法に移行していることが考えられると強引に持っているような気がする。今まで毎年話を聞かせていただく中で、心配事として上げられてきた項目でないこの一文が、この総括に出てきているのか、総括を導かれた要因を教えてください。

(事務局)

評価項目については、国が示した様式になります。「伝統的な農業技術や農業に由

来する行事、伝統文化の継承・復活」に取り組んでいる組織数について評価実施組織数における割合が35.4%であるためC評価としている。

**(事務局)**

補足しますと、国のパンフレット「農業・農村の多面的機能」のP12に文化を伝承する働きが記載されています。このような活動により地域を活性化したり、伝統文化を受け継いだりしていくこととなるため活動の対象にしている。評価については、そもそもこのような伝承文化が活動組織内にあるところが少ないと思われ、分母を評価実施組織数とするのは乱暴なため、これについても精査したいと思います。

**(鈴木委員)**

10年弱委員をやらせてもらっているが本当に高い評価をしている。参加者もどんどん増えており、環境に優しい農法も消費者にとっては耳障りもよく、本当に安心して食べられる農産物ということで、本当に喜んでいただいていると思います。このように生産者が苦勞していることをもっと消費者に伝達するための愛知県としての取組が必要だと思うし、それを地域社会愛知県で評価してもらうことが私の願いである。知事が健康愛知とおっしゃっているので、果物や野菜をもっと食べる運動もしていただきたいし、地域の生産食品を食べることももっと運動していただきたい。これが健康愛知に繋がる。全国的に愛知県は農業大国であるが、食べる量は日本全国の中でも最低に近いほうである。日本自体が先進国の最低であり、愛知県自体が食べる量がとても少ないです。生産者が農薬をひとつ止めることが大変な作業であるのは農家生まれである私自身すごく分かるので、もっとこの努力の理解が進み、NHKのニュースで取り上げられるようになるとうい。食が人間の細胞を作る基本だということをもっともって分かっていただいて、愛知県の農産物を皆さんに食べていただくために力を合わせてやっていきたい。

**(西村委員長)**

只今の鈴木委員の発言でしたけど、私も同感でして、(5)構造改革の後押し等地域農業への貢献(資料3P3-14)の「取組が契機となり、新たな生産品目の導入、経営の複合化、6次産業化等の取組が推進」がC評価となっている。折角、有機農法なり減農薬・減化学肥料で生産した安心・安全な生産物をいかにアピールしながら販売し、農家収入につなげていくかのサイクルが重要である。新農業基本法でもその効果が唱われており、その一環として多面的機能も捉えるべき側面もある。その点で言えば「第5章 取組の推進に関する課題や今後の取組方向等」にリーダーや役員の育成について記入されているのはいいことだが、販売について全然コメントされていない。C評価で弱点だと明確に言っているのに、それを取組として上げていないのは完全に片手落ちとなっているので、どのような方法で宣伝し販売し、それを6次産業化につなげていくのかを追加していただきたい。農業農村分野だけではな



く農業経営とも話し合いながらこの取組をお願いします。

**【優良活動表彰について】（資料4）**

（西村委員長）

今後とも、農地・水・環境のつどいで地域の優良な事例について発表し、それをお互いに情報共有しながら、活動内容を高めていってほしい。

**3 閉会**

あいさつ（略）